○中部地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
尾鷲市大字南浦字矢ノ川大曾越二〇四四番一から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで	前	BA 六・七〇～一五三・〇〇（メートル）	二六・〇一〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 六・七〇～一五三・〇〇 一二・〇〇～二三七・〇〇	二六・〇一〇 一九・〇三〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十五号

(三) 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	備考
山県市大字西深瀬字八京二六二六番から本巣市上保字野畔四六番一まで	一二・〇〇～二七・五・〇〇（メートル）	一〇・四五二（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から二週間中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十二号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
尾鷲市三木里町字定山一一七〇番四から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで	九・〇〇～一四六・〇〇（メートル）	一三・六一〇（キロメートル）

四　指定する期日　平成二十五年九月二十九日

○中部地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	松阪市小津町字東浦四三九番一から同市小津町字八準歸五二一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月二十七日

○中部地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	尾鷲市三木里町字定山一一七〇番四から熊野市大泊町字向芝六九六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月二十九日　十五時

○中部地方整備局告示第百七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	熊野市大泊町字石原六八二番二から同市大泊町字向芝六九六番二まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月二十九日

○中国地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
島根県鹿足郡津和野町瀧元一五一九番三から同町瀧元一五〇七番四まで	前	一一・四五～二三・〇二（メートル）	〇〇・二一五（キロメートル）
	後	一六・五六～二七・三一	〇〇・二一五

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	島根県鹿足郡津和野町瀧元一五一九番三から同町瀧元一五〇七番四まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月二十七日